

小規模事業者の資金繰り・資金調達を支援！

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

当所の経営指導を受けている小規模事業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で借り入れできる制度です。

ご利用 いただける方	①仙台商工会議所の経営指導を以前から受けて経営改善に取り組んでいる方 ②仙台商工会議所地区内(旧仙台市内)で1年以上事業を行っている方 ③常時使用する従業員が商業・サービス業は5人以下、製造業・建設業・その他の業種は20人以下の小規模事業者(役員・家族従業員・パートを除く) ④納付期限の到来している所得税(法人税)、事業税、住民税等を完納している方 ※企業内容によっては推薦できない場合がありますのでご了承願います。								
融 資 の 条 件	<table><tr><td>ご融資額</td><td>一般枠 10万円～2,000万円</td></tr><tr><td>返済期間</td><td>10年以内(据置期間2年以内)</td></tr><tr><td>利 率</td><td>2.00% ※4月1日現在</td></tr><tr><td>担保・保証人</td><td>不要</td></tr></table>	ご融資額	一般枠 10万円～2,000万円	返済期間	10年以内(据置期間2年以内)	利 率	2.00% ※4月1日現在	担保・保証人	不要
ご融資額	一般枠 10万円～2,000万円								
返済期間	10年以内(据置期間2年以内)								
利 率	2.00% ※4月1日現在								
担保・保証人	不要								
融 資 機 関	日本政策金融公庫								
活 用 例	【運転資金】 材料等の仕入資金、外注費や買掛金支払い、チラシ制作やホームページ開設等の広告宣伝費など 【設備資金】 店舗・工場改装、営業車両購入、機械・設備・器具等の購入など								
お問い合わせ	仙台商工会議所 経営支援グループ 022-265-8127 ※受付時間:平日9:00～17:00								



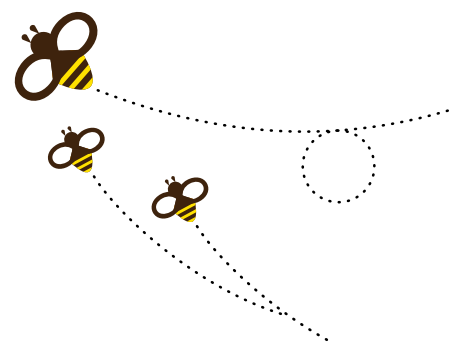
※掲載している内容は**4月17日時点**の情報です。
申請の際は、当所ホームページ等で最新情報をご確認ください。

経営に関することでお悩みの事業者の方は、
仙台商工会議所経営相談窓口までお問い合わせください。

問 経営支援グループ TEL 022-265-8127



問い合わせフォーム



より良い環境をめざす。

青葉環境保全 **AOBA**
〒984-0037 仙台市若林区蒲町19-1 TEL 022(286)3161(代)

中小企業支援施策情報

企業の人材育成を支援！

人材開発支援助成金(人材育成支援コース)

事業主が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

対象者

訓練

助成率・助成額

お問い合わせ

事業主：雇用保険適用事業所の事業主
労働者：雇用保険被保険者

①人材育成訓練：10 時間以上のOFF-JTによる訓練
②認定実習併用職業訓練：新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練
③有期実習型訓練：有期契約労働者等の正社員転換等を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練

支給対象となる訓練		経費助成率		賃金助成額 ^(注1) (1人1時間当たり)		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
		通常分	賃金要件・資格 等手当要件を満たす場合 ^(注2)	通常分	賃金要件・資格 等手当要件を満たす場合 ^(注2)	通常分	賃金要件・資格 等手当要件を満たす場合 ^(注2)
①人材育成 訓練	正規雇用 労働者等	45% (30%)	+15% (+15%)	800円 (400円)	+200円 (+100円)	—	—
	有期契約 労働者等	70%	+15%				
②認定実習併用職業訓練		45% (30%)	+15% (+15%)			20万円 (11万円)	+5万円 (3万円)
③有期実習型訓練 ^(注3)		75%	+25%	10万円 (9万円)		+3万円 (3万円)	

※()内は中小企業事業主以外の助成率・助成額
注1：e-ラーニング、通信制による訓練は経費助成のみです。
注2：訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、または、資格等手当の支払いを就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算
注3：正社員化した場合に助成。有期実習型訓練を実施したものの、結果として、対象労働者の正規雇用労働者等への転換が実施されなかった場合であっても、支給決定時までに以下の要件を満たしたときは、「人材育成訓練」の助成内容により助成対象となる場合があります。
・職業能力開発推進者を選任していること
・事業内職業能力開発計画を策定・周知していること
・定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保等について定めていること

宮城労働局 職業対策課助成金センター TEL 022-299-8063

詳細は、厚生労働省ホームページよりご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html





米国自動車関税措置等に伴う 特別相談窓口を設置します

当所では、米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受け、自動車部品メーカー等、影響が懸念される企業からのさまざまな相談を受け付ける窓口を設置しております。ご相談をご希望の際は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 仙台商工会議所 経営支援グループ TEL.022-265-8127 ※受付時間:平日9:00～17:00